

第10次交通安全基本計画案

【概要】

○交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの。

○計画期間:平成28年度～平成32年度(5か年)

計画の基本理念

- ・人優先の交通安全思想の下、道路交通事故死者数については、過去最悪時の4分の1以下にまで減少。
- ・より高い目標を掲げ、今後なお一層の交通事故の抑止を図るためにには、従来の施策の深化はもとより、先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組む。また、公共交通等の安全対策に一層取り組む。
- ・これにより、交通事故のない社会の実現への大きな飛躍と世界をリードする交通安全社会を目指す。

第1 道路交通の安全

交通事故死者数の15年ぶりの増加や安全運転義務違反に起因する死亡事故の割合が相対的に高くなっていることなどから、本計画の目標を達成し、世界一安全な道路交通を実現していくためには、これまでの対策の深化とともに、日々進歩する交通安全に資する先端技術や情報の活用を一層促進していくことが重要。

【目標】

- ① 24時間死者数を2,500人(※)以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。
(※30日以内死者数約3,000人)
- ② 死傷者数を50万人以下にする。

【対策】

<視点>

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路における安全確保

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

- ① 先端技術の活用推進
- ② 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ③ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

<対策の柱>

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

第2 鉄道交通の安全

【目標】

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

【対策】

<視点>

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

<対策の柱>

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保 等

第3 踏切道における交通の安全

【目標】

踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減することを目指す。

【対策】

<視点> それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

<対策の柱>

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 等

第4 海上交通の安全

【目標】

- ① 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を少なくとも2,000隻未満とする。
- ② ふくそう海域における、衝突・乗揚事故の発生率(通航隻数100万隻当たり76隻以下)を維持確保、大規模海難の発生数をゼロとする。
- ③ 救助率95%以上とする。

【対策】

<視点>

- ① ヒューマンエラーによる事故の防止
- ② ふくそう海域における大規模海難の防止
- ③ 旅客船の事故の防止
- ④ 人命救助体制及び自己救命対策の強化

<対策の柱>

- ① 海上交通環境の整備
- ② 海上交通の安全に関する知識の普及
- ③ 船舶の安全な運航の確保
- ④ 船舶の安全性の確保
- ⑤ 小型船舶の安全対策の充実
- ⑥ 海上交通に関する法秩序の維持 等

第5 航空交通の安全

【目標】

- ① 本邦航空運送事業者が運航する定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにする。
- ② 航空事故発生率及び重大インシデント発生率に関する14の指標で直近5年間の実績の平均値について年率7%の削減を図る。

【対策】

<視点>

- ① 航空安全対策の深化・高度化
- ② 航空需要増への対応及び安全維持・向上の一體的推進
- ③ 新技術・産業発展に伴う安全行政の新たな展開

<対策の柱>

- ① 航空安全プログラムの更なる推進
- ② 航空機の安全な運航の確保
- ③ 航空機の安全性の確保
- ④ 航空交通環境の整備
- ⑤ 無人航空機の安全対策 等

道路交通の安全に関する新たな視点

【交通事故情勢】

・平成27年中の交通事故死者数増加（高齢者の割合が54.6%と過去最高）

・近年、安全不確認、脇見運転等の安全運転義務違反に起因する死亡事故の割合が相対的に増加

交通事故が起きにくい環境づくりが必要

【新たな視点】 「交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」

①先端技術の活用推進

- 運転者の不注意や高齢運転者の身体機能の低下等に起因する事故を未然に防止する安全運転支援システム
- いち早く救助・救急を行うシステム
- 世界をリードする技術の研究開発、新たな技術の有効活用

主な具体的施策

- 衝突被害軽減ブレーキ等、市場化された技術の義務化も含めた保安基準の拡充・強化
- ドライバー異常時対応システム等、実用化間際である新技術の開発・普及促進
- 開発が進められている自動走行技術等の開発・普及のための環境整備
- 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究
- 事故自動通報システム(ACN)等の普及・高度化
- 安全運転支援システム(DSSS)の導入・整備、ETC2.0サービスの普及・促進

②交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- 発生場所、事故形態等を詳細な情報に基づき分析し、きめ細かな対策を実施

- 急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所対策
- ドライブレコーダーやイベントデータレコーダーの情報を活用した事故実態の把握・分析
- 地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進
- 救命救急医療機関等との医工連携による新たな交通事故データベースの構築
- 医療機関の協力による事故の傷害発生メカニズムの詳細調査
- 高速道路の逆走事案への産学官が連携した先進の情報技術を活用した取組

③地域ぐるみの交通安全対策の推進

- 地域住民等の主体的参加

- インターネット等により国民に対して交通事故情報を積極的提供
- 若者に対する効果的な情報提供と主体的に啓発活動等へ取り組むことができる環境整備
- 地域の見守り活動等を通じた地域ぐるみでの高齢者の安全確保
- 地域住民等の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を推進
- 住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成等

鉄道・踏切道・海上・航空交通における主な具体的施策

鉄道交通の安全

○鉄道施設等の安全性の向上

- 地下鉄等の浸水対策の強化、駅や高架橋等の耐震化、ホームドアの設置の推進

○鉄道交通の安全に関する知識の普及

- ホームにおける「ながら歩き」の注意喚起
- 非常押ボタン等について分かりやすい表示の整備や、非常押ボタンの操作等の周知

○保安監査の実施

- JR北海道の安全問題を踏まえた保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づく、メリハリの効いたより効果的な保安監査の実施など、保安監査の充実

海上交通の安全

○ふくそう海域等の安全性の確保

- 海上交通センターと各港内交通管制室を統合の上、一元的に実施する体制を構築し、非常災害発生時においても海上交通管制機能を維持するため、制度改正にも取り組む。

○小型船舶(プレジャーボート、漁船等)の安全対策

- ・ヒューマンエラーの防止
 - 海難防止講習会等での遵守事項の徹底
 - スマートフォンを活用した事故防止対策(情報提供、衝突防止支援機能)の推進
 - 遵守事項違反制度の見直し
 - ・ライフジャケット着用率の向上

○迅速的確な救助勢力の体制充実・強化

踏切道における交通の安全

○踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

- 従前の対策に加え、カラー舗装等の当面の対策や駐輪場整備等の踏切周辺対策等、ソフト・ハード両面からできる対策の総動員

○踏切保安設備の整備及び交通規制の実施(高齢者等の歩行者対策の推進)

- 全方位型警報装置、障害物検知装置の高規格化の推進

○踏切道の統廃合の促進

○その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

- 「踏切安全通行カルテ」の作成・公表による透明性の確保と各踏切の状況を踏まえた対策の重点的推進

航空交通の安全

○航空安全プログラムの更なる推進

- 国が安全指標及び安全目標値を設定してリスクを管理し、義務報告制度・自発報告制度等による安全情報の収集・分析・共有等を実施

○小型航空機等に係る安全対策の推進

- 技能審査制度による操縦者の技量維持
- 全国レベル・空港ごとのきめ細かい対策の検討

○無人航空機の安全対策

- 安全な運航の確保、健全な利活用に向けた制度構築